

東京大学医科学研究所規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第65号

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めるもののほか、東京大学医科学研究所の組織及び運営に関する基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 東京大学医科学研究所（以下「研究所」という。）は、感染症、癌その他の特定疾患に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

(国際共同利用・共同研究拠点)

第2条の2 研究所は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める国際共同利用・共同研究拠点として、他大学の教員その他の者で研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものにその施設を利用させることができる。

(所長)

第3条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する所務をつかさどるほか、基本組織規則の定める職務を行う。

2 所長の任期は、2年とする。

3 前2項のほか、所長に関し必要な事項は、別に定める。

(副所長)

第4条 研究所に、副所長を置く。副所長は、所長の職務を助ける。

2 副所長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究部門)

第5条 研究所に、次に掲げる研究部門を置く。

感染・免疫

癌・細胞増殖

基礎医科学

2 研究部門に、部門長を置く。

(附属研究施設)

第6条 研究所に、基本組織規則第44条の規定に基づき、次に掲げる附属研究施設を置く。

附属病院

実験動物研究施設

奄美医科学研究施設

遺伝子解析施設

ヒトゲノム解析センター

システム疾患モデル研究センター
先端医療研究センター
幹細胞治療研究センター
感染症国際研究センター
疾患プロテオミクスラボラトリー
アジア感染症研究拠点
国際ワクチンデザインセンター

2 前項の附属研究施設のうち、附属病院に病院長を置き、その他の研究施設に施設長を置く。

3 第1項のほか、研究所に必要な応じ附属研究施設を置くことができる。

(教授会)

第7条 研究所に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(協議会)

第8条 研究所に、東京大学医科学研究所国際共同研究拠点運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務部)

第9条 研究所の事務を処理するため、事務部を置く。

2 事務部に関する事項は、別に定める。

(細則への委任)

第10条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

沿革

東京大学医科学研究所規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第6章 附置研究所

沿革情報

- | | |
|--------------|-------|
| ◆平成16年04月01日 | 役員会議決 |
| ◇平成16年04月28日 | |
| ◇平成17年03月17日 | |
| ◇平成18年09月26日 | |
| ◇平成20年03月25日 | |
| ◇平成21年06月18日 | |
| ◇平成22年01月21日 | |
| ◇平成29年03月30日 | |
| ◇平成31年03月22日 | |
| ◇令和02年03月26日 | |
| ◇令和04年03月24日 | |
| ◇令和06年09月26日 | |